

社会保障審議会企業年金部会運営規則

平成25年10月29日

社会保障審議会運営規則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）第10条の規定に基づき、この規則を制定する。

（代理者の出席）

- 第1条 部会長は、委員が部会に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。
- 2 代理人は、部会に出席し、発言することができる。

（部会の庶務）

- 第2条 部会の庶務は、厚生労働省年金局各課の協力を得て、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課において総括し、及び処理する。

（雑則）

- 第3条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。